

2023（令和5年）10月11日

法務大臣 小泉 龍司 殿
大阪矯正管区長 殿
大阪拘置所長 殿

近畿弁護士会連合会
理事長 浅 野 則 明
大阪弁護士会
会長 三 木 秀 夫
京都弁護士会
会長 吉 田 誠 司
兵庫県弁護士会
会長 柴 田 眞 里
奈良弁護士会
会長 山 口 宣 恭
滋賀弁護士会
会長 中 井 陽 一
和歌山弁護士会
会長 藤 井 友 彦
(公 印 省 略)

死刑場視察の申入書

第1 申入れの趣旨

大阪拘置所の死刑場について、当会らによる視察を実施していただきたい。

第2 申入れの理由

1 現在、死刑制度を廃止した国は、世界全体の3分の2以上の144か国に及んでおり、また実際に死刑を執行している国は20か国にとどまっている。死刑制度の廃止は国際的な潮流であり、日本は数少ない死刑制度の存置国の一つとなっている。

一方、政府が行う世論調査の結果によると、死刑制度を肯定的に捉える意見が多数であり、政府はこれをひとつの根拠として死刑制度を存続させてきたといえる。しかし、現在、死刑制度の是非を判断する前提として必要な、死刑制度やその運用に関する情報が広く提供されている状況にはなく、世論調査の結果が広く国民一般の意思を正確に反映しているとは言いがたいと指摘されている。

死刑は、人の生命を剥奪する究極の刑罰であり、現行の刑法典における最高刑である。死刑制度を存続するか、廃止するかについては、激しい意見の対立があるところではあるが、死刑制度の方向性や制度改革等に関して、一

般市民も含めて広範な議論を行う必要があり、その前提として、死刑に関する情報が広く公開されなければならない。

- 2 近畿弁護士会連合会は、2022年（令和4年）11月25日、第32回人権擁護大会において、「死刑制度について広範な議論を発展させるため、死刑に関する情報の公開を求める決議」を採択した。この決議では「死刑は人の生命を奪う究極の刑罰制度であるにもかかわらず、この制度に関する議論が積極的に展開されているとは言い難い現状にある。その原因は、死刑の情報が十分に公開されておらず、議論の前提となる事実が明らかになっていないところにある。」と指摘し、「死刑の司法制度としての合理性については、手続の現場の実情を踏まえた地道な検討を堅実に行う必要がある。そのためには、十分な情報が公開、共有されることが不可欠である。」
- 「死刑に関する情報が広く公開されることは、死刑制度に関する議論を行う上で必須の条件であるのに、およそそれがなされていない」ことから、「当連合会は、死刑制度について広範な議論を発展させるため、政府に対し、死刑に関する情報を広く公開することを強く要請する」と決議している。

- 3 大阪拘置所の死刑場について、かつては司法修習生が修習の一環として見学することもあったが、現在では見学等これらは一切行われていない。また、同拘置所の視察委員会においても過去には死刑場の視察が行われていたこともあったが、最近では視察を認めない運用が続いている。

死刑制度の存廃という重要な議論の前提となる、死刑に関する情報公開の一つとして、死刑場の視察は再開されなければならない。

そこで、今般、当会らは、貴職らに対し、大阪拘置所の死刑場（複数ある場合はすべて）について、当会らによる視察を実施していただくよう申し入れる次第である。

以上